

静岡市道路位置指定基準

平成 1 5 年 4 月

静岡市

目 次

◎ 道路位置指定基準

◎ 道路位置指定（変更・廃止）事務処理要領

【様式第 1 号】道路の位置の指定申請事前確認書

【様式第 2 号】道路の位置の指定事前協議依頼書

【様式第 3 号】道路の位置の指定申請事前協議結果通知書

【様式第 4 号】道路の位置の指定に関する現場検査結果書

【様式第 5 号】道路の位置の指定に係る不備事項通知書

【様式第 6 号】道路の位置の指定に係る不備事項是正報告書

◎ 関係法令等抜粋

- ・ 建築基準法《抜粋》
- ・ 建築基準法施行令《抜粋》
- ・ 建築基準法施行規則《抜粋》
- ・ 静岡市建築基準法施行細則《抜粋》

【様式第 12 号】道路の位置の指定申請書

【様式第 13 号】道路の位置の指定申請書添付図書

◎ 道路の位置の指定申請手続きの流れ

静岡市道路位置指定基準

平成15年4月1日

告示 第 24 号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）等について必要な基準を定めるものとする。

(配置計画等)

第2条 指定道路は、土地利用、交通等の現況等を十分考慮して配置しなければならない。

2 開発区域内の宅地面積は、原則として、1区画100平方メートル以上とする。ただし、静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号。以下「施行細則」という。）第27条各号に規定する敷地については、80平方メートル以上とすることができる。

(指定道路の地目等)

第3条 指定道路の土地は、当該用途に供する土地の範囲を明確にするために分筆するとともに当該土地の地目を公衆用道路とするものとする。

(取付道路)

第4条 指定道路は、法第42条第1項各号に規定する幅員4メートル以上の道路に接続しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道（以下「2項道路」という。）に接続する場合で、道路としてみなされた後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更したときは、この限りでない。

(指定道路の幅員)

第5条 指定道路の幅員は、道路として人や自動車の通行の用に有効に供することができる部分を確保されなければならない。

2 指定道路の幅員は、4メートル以上確保されなければならない。

3 U型側溝で覆蓋のないもの及び日本工業規格 JIS - A5345道路用鉄筋コンクリート側溝（2種）相当の性能を有しないものは、指定道路の幅員に含まないものとする。

4 指定道路の幅員は、原則として、同一とする。

(指定道路の延長)

第6条 指定道路の延長は、指定道路の中心点を結んだ線の長さをいい、幅員が4メートル未

満の部分は含まれない。

2 指定道路が次の各号のいずれかに該当する河川等を横断するときは、この横断部分の延長を指定道路の延長に含めない。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条に規定する河川及び同法第100条に規定する準用河川

(2) 静岡市法定外公共物管理条例(平成15年静岡市条例第252号)第2条に規定する普通河川

(3) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条に規定する公共用財産のうち水路敷、堤敷等

(転回広場)

第7条 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第1項第1号八に規定する転回広場の位置及び形状は、別記第1図に示すところによるもの又はこれらを包含し、かつ、有効に機能すると認められるものでなければならない。

2 第4条に規定する取付道路が幅員6メートル未満の袋路状道路の場合にあっては、当該袋路状道路が他の法第42条に規定する道路に接続するまでの部分の延長を指定道路の延長に加算し、前項に規定する転回広場を設けなければならない。

3 前条第2項に規定する河川等を指定道路が横断するときは、この横断部分の延長を指定道路の延長に加算し、第1項に規定する転回広場を設けなければならない。

4 袋路状道路ではないもの又は幅員が5メートル以上の袋路状道路に接続する幅員が5メートル以上6メートル未満の指定道路で、中間に転回広場の設置が必要な場合において、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行に安全上支障がないと認めたときは、その転回広場の数を1つ減ずることができる。

(隅切り等)

第8条 既存の建築物により、政令第144条の4第1項第2号に規定する隅切りを両側に設けることが著しく困難であり、特定行政庁がやむを得ないと認めたときは、次に掲げる隅切りとすることができる。

(1) 片側隅切り 別記第2図に示すところによる隅切り

(2) 変則隅切り 別記第3図に示すところによる隅切り

2 指定道路と他の道路若しくは2項道路若しくは指定道路相互が交差若しくは接続又は指定道路の屈曲により生じる内角が60度未満のときは、原則として、底辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形となる別記第4図に示す隅切りを設けなければならない。

3 指定道路と取付道路との接続部分に歩道があり、車道と歩道とに段差又は縁石ブロック等があるときは、歩道の切下げ等適切な措置を講じなければならない。

(勾配)

第9条 指定道路の横断勾配は、原則として、2パーセントとする。

2 指定道路の縦断勾配は、原則として、9パーセント以下とする。

3 指定道路と他の道路若しくは2項道路又は指定道路相互が交差又は接続することにより生じる別記第5図に示す取合部分の指定道路の延長6メートルの縦断勾配は、2.5パーセント以下とする。

4 前2項に規定する縦断勾配とすることができない場合には、特定行政庁と協議するものとする。

(舗装)

第10条 指定道路の路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキングブロック舗装その他これらに類する舗装とするものとする。ただし、指定道路の延長が35メートル以下で砂利敷き等ぬかるみとならない構造のときは、この限りでない。

2 指定道路の縦断勾配がやむを得ず9パーセントを超える部分には、すべり止め舗装等、通行上安全な措置を講じなければならない。

(道路の位置の表示及び排水施設)

第11条 指定道路の位置の指定又はその位置の変更をしようとするときは、施行細則第20条の規定により、側溝、街渠その他の永久構造物により道路の位置を表示しなければならない。

2 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、開発区域内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように設置するとともに、流末は、公共排水路等に接続するものとする。

3 側溝等は、コンクリート製とし、2次製品を使用したときは、仕様書等を提出するものとする。

4 U形側溝には20メートル以内ごとにグレーチング蓋を設置し、L形側溝には20メートル以内ごとに集水柵を設置するものとする。

5 指定道路内に設置するグレーチング蓋は、内蓋式とし、T-14(道路構造令(昭和45年政令第320号)T荷重)以上の強度を有するものとする。

(維持管理等)

第12条 指定道路の所有者又は管理者は、指定道路の維持管理に努めなければならない。

2 指定道路が水路、がけ等により通行上危険を伴うおそれのある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、ガードレール、柵又は擁壁等の適切な防

護施設をもうけなければならない。

- 3 前項の防護施設に係る土地は、指定道路の範囲に含むことができる。
- 4 開発区域内に取付道路以外の法第 42 条第 2 項に規定する道の後退部分があるときは、その後退部分を分筆し、地目を公衆用道路にするよう努めなければならない。
(権利者の承諾等)

第13条 道路の位置の指定を受けようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。

- (1) 指定道路となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者(以下「土地の権利者」という。)
 - (2) 既指定道路の土地の所有者(既指定道路に指定道路を接続するときに限る。)
 - (3) 第 4 条第 2 項の規定に該当する後退部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)
 - (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)
- 2 前項第 4 号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする。
- 3 道路の位置の指定を変更しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。
- (1) 変更しようとする既指定道路の土地の権利者
 - (2) 指定道路を延長し、又は幅員を広げるときにおいて次に掲げる者
 - ア 指定道路を延長する部分の土地の権利者
 - イ 指定道路の幅員を広げる部分の土地の権利者
 - (3) 既指定道路の土地の所有者(既指定道路に指定道路を接続するときに限る。)
 - (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)
 - (5) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)
 - (6) 指定道路の一部を廃止するときにおいて次に掲げる者(廃止する指定道路の部分に接する土地が、法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。)
 - ア 廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者

イ 廃止する指定道路の部分に接する土地にある建築物の所有者

4 前項第5号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする

5 道路の位置の指定を廃止しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする（廃止する指定道路に接する土地が法第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。）

(1) 廃止する指定道路の土地の権利者

(2) 廃止する指定道路に接する土地の所有者

(3) 廃止する指定道路に接する土地にある建築物の所有者

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

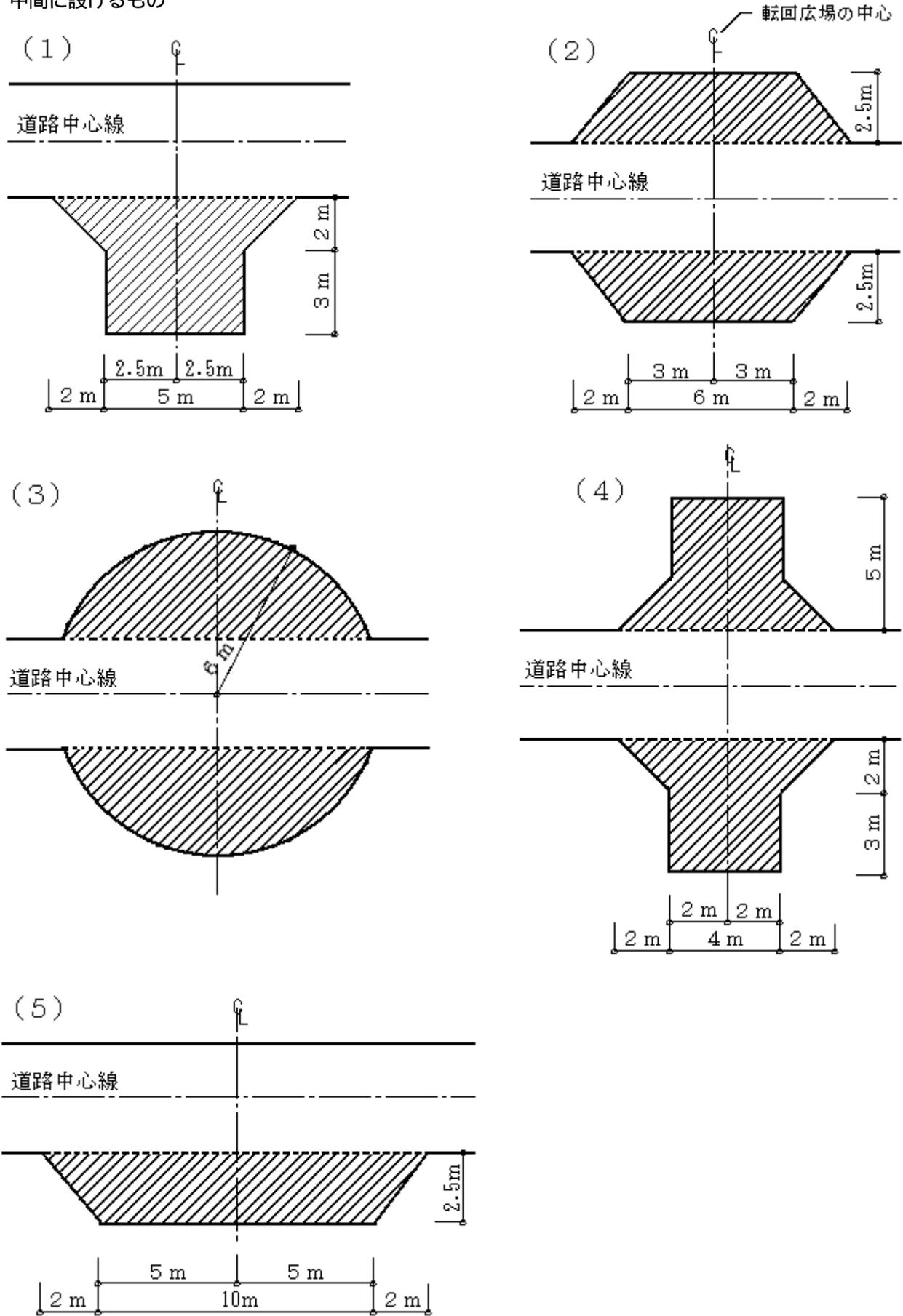
附 則

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

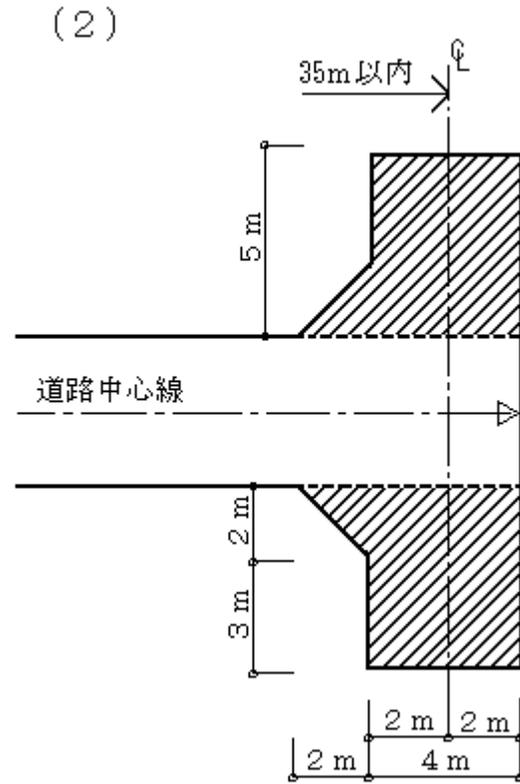
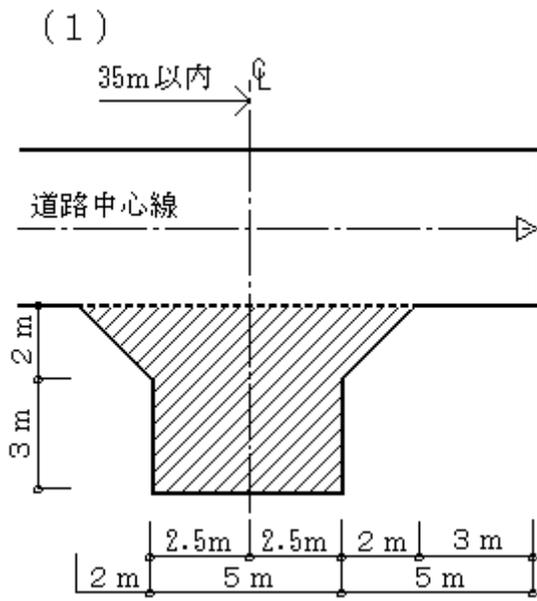
別記第1図(第7条関係)

転回広場の形状図

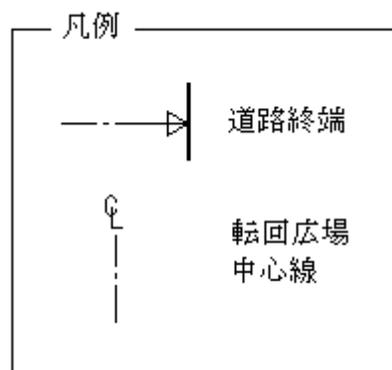
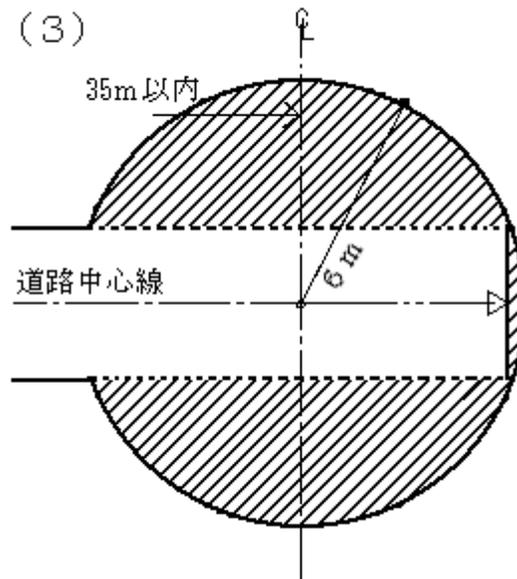
1 中間に設けるもの



2 終端に設けるもの

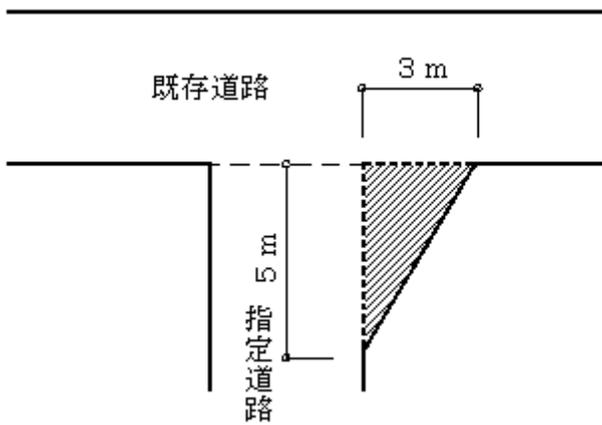


(注) この転回広場を終端に設置する場合において、延長が 42.5m 以内ならば中間の転回広場は設置しなくてもよい(中間と終端とが重複するため)。



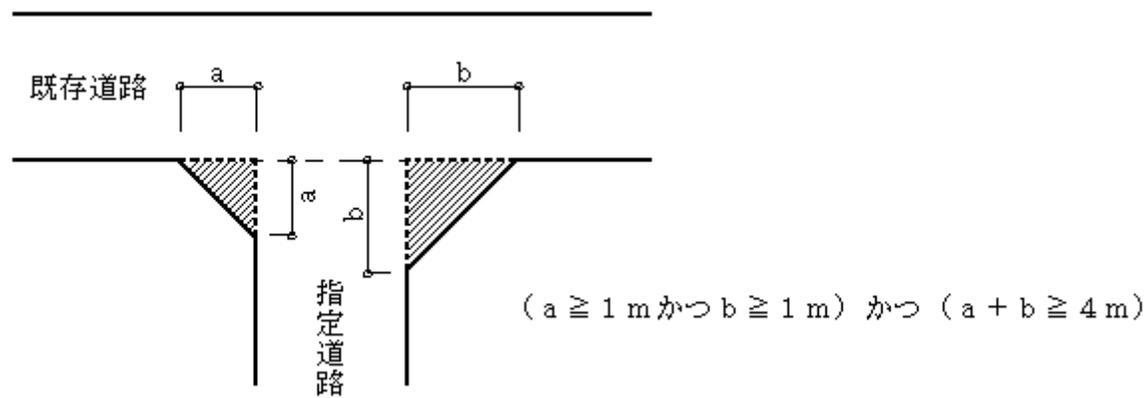
別記第2図(第8条関係)

片側隅切り



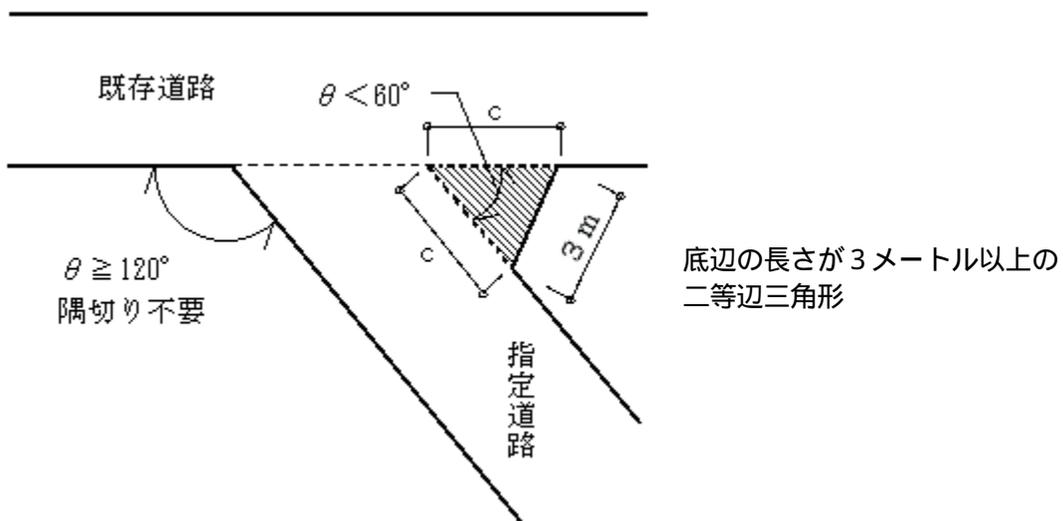
別記第3図(第8条関係)

変則隅切り



別記第4図(第8条関係)

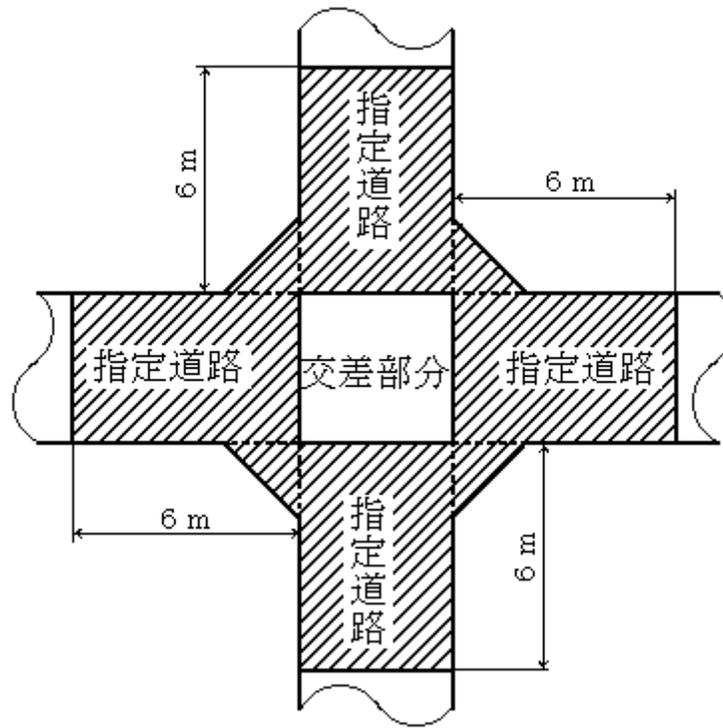
交差、接続又は屈曲により生じる内角が60度未満のときの隅切り



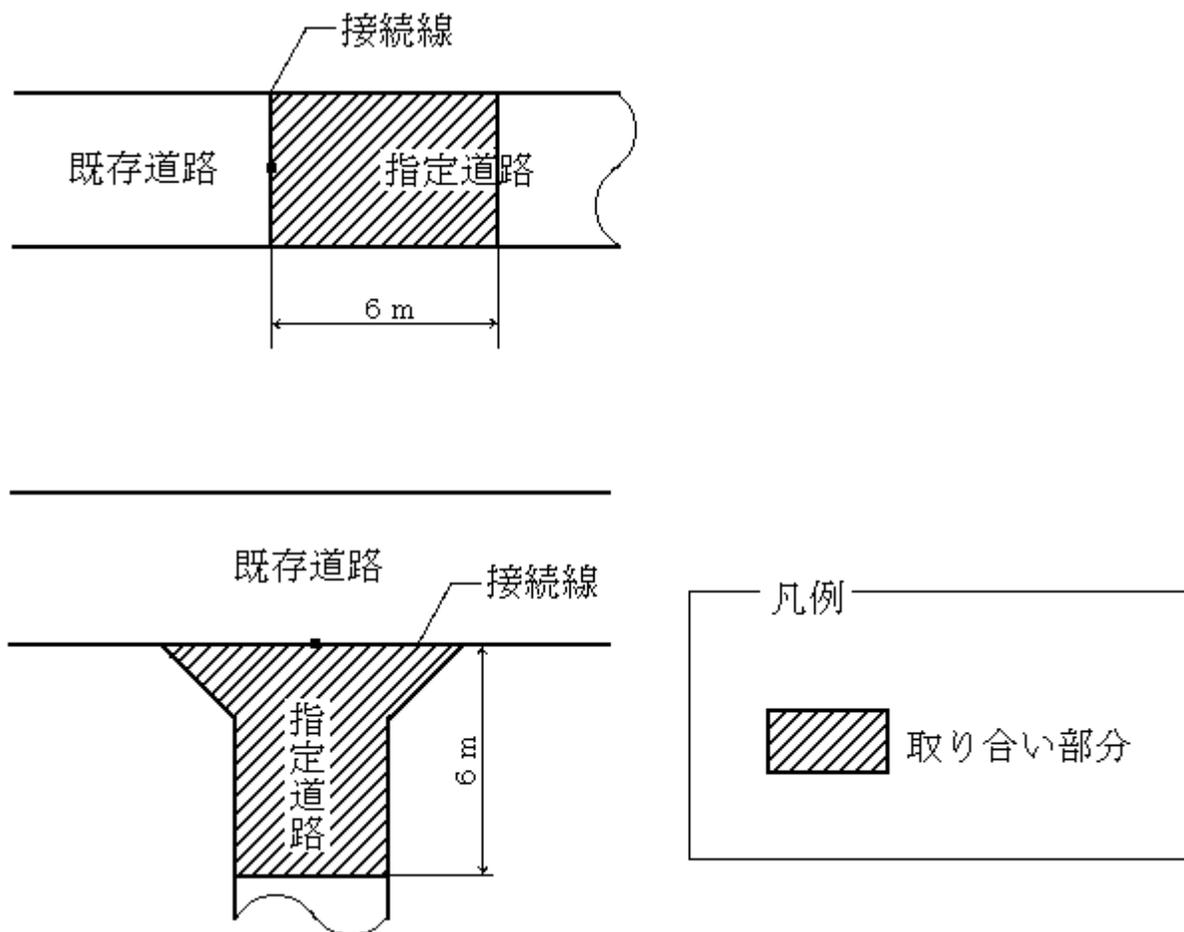
別記第5図(第9条関係)

指定道路と他の道路又は指定道路相互が交差又は接続することにより生じる取り合い部分

1 交差



2 接続



静岡市道路位置指定(変更、廃止)事務処理要領

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定の変更又は指定の廃止(以下「道路の位置の指定等」という。)に関し、静岡市建築基準法施行細則(平成15年静岡市規則第229号。以下「施行細則」という。)第18条又は第19条の規定に基づき行う申請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(申請代行者の資格等)

第2条 道路の位置の指定等の申請者(以下「申請者」という。)に代わってその申請を代行する者(以下「申請代行者」という。)が施行細則第18条又は第19条に規定する道路の位置の指定(変更、廃止)申請書(施行細則様式第12号。以下「申請書」という。)を市長に提出するときは、当該申請者が申請書の提出及び通知書の受領に関し委任する旨の委任状を添付しなければならない。

2 前項の規定は、第4条に規定する事前協議をしようとする場合について準用する。

3 前2項の申請代行者は、建築士又は行政書士とする。

4 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書添付図書(施行細則様式第13号。以下「申請書添付図書」という。)の作成者は、道路の位置の指定等に関し専門的知識を有するものでなければならない。

(事前確認)

第3条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとするときは、道路の位置の指定(変更、廃止)申請事前確認書(様式第1号。以下「事前確認書」という。)に掲げる事項について、事前に確認するものとする。

(事前協議)

第4条 申請者は、前条の規定による事前確認により静岡市道路位置指定基準(平成15年4月1日施行。以下「指定基準」という。)について不適な事項が生じたときは、市長と事前協議をするものとする。

2 前項に規定するもののほか申請書添付図書の内容等について事前に市長の意見を求めるとき、又はその他特段の事情により事前協議を必要とするときは、これを行うことができる。

3 申請者は、前2項に規定する事前協議をするときは、道路の位置の指定(変更、廃止)

事前協議依頼書（様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事前確認書
- (2) 案内図 1/2,500 都市計画図に開発区域及び道路の位置の指定等を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の位置を表示したもの
- (3) 公図写し 開発区域、道路の位置、開発区域内及びその周辺の地目、地積並びに土地所有者を表示したもの
- (4) 平面計画図 1/250又は1/300で、指定道路の平面構造、宅地の区割り等を記載したもの
- (5) 断面計画図 1/50以上で、指定道路の断面構造を記載したもの
- (6) 現況写真 カラー写真に開発区域及び道路の位置を表示したもの（複数枚可）
- (7) 委任状（申請代行者が申請書を提出する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、事前協議の結果を道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期間は、当該通知書に記載した日付から起算して1年とする。

（指定申請）

第5条 指定道路を築造し、道路の位置の指定等を受けようとする者は、申請書の正本及び副本に、次項及び第3項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請書の正本に添付する図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請書添付図書
- (2) 事前確認書
- (3) 道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議結果通知書の写し（事前協議をした場合において、指示事項に対する回答を明記したものを添付する。）
- (4) 案内図 縮尺1/2,500の都市計画図に開発区域及び指定道路の位置を表示したもの
- (5) 求積図（三斜法により求積し、算式を明示すること。）
- (6) 権利関係書類

ア 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書（申請日から遡って3箇月以内に交付されたもの）

イ 当該申請に係る土地又は建物の登記事項証明書（申請時における権利関係者等を証明するもの）

ウ 土地又は建物の権利者に関する事項と、土地又は建物の登記事項証明書に記載されている権利者に関する事項とに相違があるときは、権利を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票、住居表示証明書、申請人の登記事項証明書、資格証明書等）

(7) 工事完了写真 カラー - 写真で取付道路との接続部分、終端部及び全景が確認できるもの(複数枚可)

(8) 官民境界確定通知書及び図面の写し

(9) 河川の占用、道路の占用又は道路工事等施行承認を必要とするときは、許可書及び図面の写し

(10) 委任状（申請代行者が申請書を提出する場合に限る。）

(11) 市長が必要と認める図書

3 申請書の副本に添付する図書は、申請書添付図書とする。

（申請書の記入）

第6条 申請書中「道路にする土地又は廃止する道路の土地の地名地番」欄には、土地の地名、地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。

2 申請書中「申請道路」欄には、次条第4項に規定する地籍図（実測図）の図面上の符号、幅員（指定基準第5条に規定する幅員をいう。以下同じ。）、延長（指定基準第6条に規定する延長をいう。以下同じ。）及び関係地番を記入すること。（幅員及び延長は、小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までを記入する。以下同じ。）

3 申請書中「表示の方法」欄には、申請道路の境界を明確に示すL形側溝、U形側溝、見切りコンクリート等の永久構造物の名称を記入すること。

（申請書添付図書の記入）

第7条 申請書添付図書中「土地所有者等の承諾書」欄には、申請者名及び指定基準第13条第1項、第3項又は第5項に規定する所有者又は権利者の住所、氏名、権利の種類及びその権利の存する土地の地番を記入すること。この場合において、承諾者の印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書を提出すること。

2 申請書添付図書中「付近見取図」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 方位
- (2) 地形、開発区域周辺の道路及び目標となる地物
- (3) 開発区域の境界（赤線で囲む。）及び指定道路の位置

3 申請書添付図書中「道路断面図」欄は、幅員及び構造別に表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 縮尺（1/50以上とする。）
- (2) 路面路盤の詳細（舗装構成についても記入すること。）
- (3) 道路側溝等の位置、形状及び寸法
- (4) 指定道路の幅員
- (5) 隣接する敷地との高低
- (6) 実測図の位置の符号（例；A - A'）

4 申請書添付図書中「地籍図」欄の「実測図」は、開発区域周辺を含め表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 方位
- (2) 縮尺（1/250又は1/300とする。）
- (3) 開発区域の境界（赤線で囲む。）
- (4) 開発面積及び各宅地の面積
- (5) 開発区域に隣接する道路（道路名及び幅員を記入すること。）
- (6) 指定道路の位置、延長（屈曲部ごと符号を記入すること。）幅員及び勾配
- (7) 隅切り及び転回広場の寸法
- (8) 指定道路に接する土地にある建築物又は工作物の所有者の氏名
- (9) がけ又は擁壁の位置及び形状
- (10) 宅地の境界（区画割）
- (11) 土地の高低、その他地形上特記すべき事項
- (12) 道路及び宅地の排水施設の位置、種類及び放流先

5 申請書添付図書中「地籍図」欄の「公図写し」は、開発区域周辺を含め表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 方位

(2) 縮尺

(3) 地名、地番、地目及び土地所有者

(4) 官地（道路、水路等）の位置

(5) 開発区域の境界（赤線で囲む。）及び指定道路の位置

6 申請書添付図書中「地籍図(公図写し及び実測図)」欄は、次に掲げる色分けをすること。

(1) 指定道路 薄黄色

(2) 公道、既指定道路 薄赤色

(3) 水路 薄青色

(4) うすずみ及び畦畔 薄黒色

7 申請書添付図書の各葉間に「土地の所有者等の承諾書」欄で記名押印に用いた印章で割印すること。

（権利関係の変動）

第8条 第5条の規定による申請をした者は、道路の位置の指定等がされるまで権利関係を変動してはならない。ただし、やむを得ず変動を生じさせる必要があるときは、あらかじめその旨を市長に報告し、市長が指示した手続を行わなければならない。

（書類審査及び現場検査）

第9条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、申請書及びこれに添付された図書の内容が関係法令及び指定基準等に適合しているか否かについて書類審査するものとする。

2 市長は、提出された申請書に添付された図書のうち申請書添付図書の内容が関係法令及び指定基準等に適合しているときは、築造された道路等の現場検査を行い、その結果を道路の位置の指定（変更、廃止）に関する現場検査結果書（様式第4号）に記すものとする。

3 市長は、前2項の規定による書類審査及び現場検査において不備な事項がなかったときは、道路の位置の指定等を行う。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による書類審査又は現場検査において不備な事項があったときは、その不備の内容を道路の位置の指定(変更、廃止)に係る不備事項通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

5 申請者は、前項の通知を受けたときは、不備な事項の是正を行い、道路の位置の指定（変更、廃止）に係る不備事項是正報告書（様式第6号）により、市長にその旨を報告する。

6 市長は、前項の規定による報告により、不備な事項の是正を確認したときは、道路の位置の指定等を行うものとする。

7 市長は、第5項の規定による報告により不備な事項が是正されたことが確認できないときは、再び、その不備の内容を道路の位置の指定（変更、廃止）に係る不備事項通知書により、申請者に通知するものとする。

（公告及び通知）

第10条 市長は、前条第3項又は第6項の規定により道路の位置の指定等を行ったときは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第10条又は施行細則第19条第4項の規定により公告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により道路の位置の指定等の公告を行ったときは、施行規則第10条又は施行細則第34条第1項の規定により道路の位置の指定（変更、廃止）通知書（施行細則第38号様式）を申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行の際、改正前の静岡市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。

道路の位置の指定(変更、廃止)申請事前確認書

申請位置の確認	協議が必要な場合は、工事着手前に関係機関等と協議すること	
市街化区域か、市街化調整区域か	市街化区域 用途地域()	市街化調整区域
都市計画道路の区域か 区域内の場合、当該所管課と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 線)
都市計画公園に該当するか 該当する場合、当該所管課と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 公園)
風致地区か 区域内の場合、当該所管課と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 風致地区)
区画整理施行区域か 区域内の場合、当該所管課と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 区画整理)
河川保全区域か 区域内の場合、静岡河川工事事務所と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 川)
下水道認可区域か 区域内の場合、当該所管課と協議すること	区域外 未協議	区域内 協議済() 処理区域)
災害危険区域 静岡県建築基準条例第10条「がけ付近の建築物」に該当するか、該当する場合の処理	しない 未処理	する 処理済()
取付道路等について		
建築基準法(以下「法」といふ。)第42条第1項の道路か 路線名等は 幅員は	法第42条第1項第()号の道路 路線名等() 幅員() m)	
道路管理者との協議	不要	要(未・済) 道路管理者()
法第42条第2項の道に該当するか 該当する場合、道路後退の方法	しない ()	する ()から() m)後退
官民境界確定協議	不要	実施済 要(未・済)
河川占用許可	不要	要(未・済)
道路工事施行承認、又は道路占用許可	不要	要(未・済)
宅地造成について		
開発区域の土地面積が 1,000㎡(都市計画法・開発行為) 開発区域周辺も含め、開発可能な土地の面積が 900㎡ 以上の場合、当該所管課と協議すること	以上 未協議	未満(面積) 協議済 ㎡)
宅地は、1区画 100㎡以上か(角地等の場合80㎡以上)	以上	未満
開発区域周辺に法第42条第2項の道があるか ある場合、道路後退の方法	ない ()	ある ()から() m)後退

添付書類について		必要なものは、申請書に添付すること	
河川占用許可書及び図面の写し	不要	要	(添付済)
道路工事等施行承認書又は道路占用許可書及び図面の写し	不要	要	(添付済)
河川以外の官地の承諾又は占用許可書及び図面の写し	不要	要	(添付済)
官民境界確定通知書及び図面の写し	不要	要	(添付済)
既製品の側溝等の仕様書の写し	不要	要	(添付済)
登記事項証明書、権利者の印鑑登録証明書、印鑑証明書	添付済		
指定基準について		不適事項がある場合、当課と事前協議をすること	
電柱等は移設し幅員・延長を確保 (基準5、6条)	適合	不適	(事前協議済)
隅切りは基準施行令(以下「施行令」とい。)第144条04の規定どおり	適合	不適	(事前協議済)
転回広場の形状・位置は基準どおり (基準7条)	適合	不適	(事前協議済)
縦断・横断勾配は基準どおり (基準9条)	適合	不適	(事前協議済)
路面の舗装は基準どおり (施行令144条04、基準10条)	適合	不適	(事前協議済)
道路区域は側溝等で表示 (調 市建築基準法施行細則11条)	適合	不適	(事前協議済)
側溝の構造、排水先等は基準どおり (基準11条)	適合	不適	(事前協議済)
通行上危険を伴う箇所又は道路構造に損傷を与える箇所には防護施設を設置 (基準12条)	適合	不適	(事前協議済)
(注) 該当する 内に、レ印を打ち、()内には、必要事項を記入すること。			
関係機関協議結果欄(記入枠が不足するときは、適宜補ってください。)			
指定 予定 の 道 路	地名・地番		確認書の内容について相違ありません。 住所 申請者 氏名 年 月 日
	幅 員	m	
	延 長	m	
	総延長	m	

(注) 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は記名押印に限る。

様式第2号(第4条関係)

道路の位置の指定(変更、廃止)事前協議依頼書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住所
申 請 者 氏名
電 話
住所
申請代行者 氏名
電 話

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定等を次のとおり受けたいので、静岡市道路位置指定(変更、廃止)事務処理要領第4条の規定により関係書類を添えて事前協議を依頼します。

- 1 道路の位置の指定(変更、廃止)をする予定の土地の地名・地番
- 2 道路の幅員及び延長
- 3 開発予定面積
- 4 事前協議事項
- 5 変更又は廃止の理由

(注)

- 1 申請者及び申請代行者欄には、申請者等が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印に限る。
- 2 案内図、公図写し、平面計画図、断面計画図、事前確認書及び現況写真を添付してください。

様式第3号(第4条関係)

道路の位置の指定(変更、廃止)事前協議結果通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

年 月 日付けで静岡市道路位置指定(変更、廃止)事務処理要領第4条の規定により
事前協議依頼の申請のあった件については、次のとおりその結果を通知します。

1 道路の位置の指定(変更、廃止)をする予定の土地の地名・地番

2 協議結果

3 指導事項

(注)

- 1 この通知の有効期間は、本書に記載された日付から起算して1年とする。
- 2 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書の提出に際し、「指導事項」欄に指導事項に対する手続き等の状況を記入し、当該申請書に本書の写しを添付してください。

道路の位置の指定(変更、廃止)に関する現場検査結果書

申請年月日	年 月 日	受付番号	第 号
申請者			
道路概要	幅員 m、延長 m、別図()参照		
検査年月日	年 月 日	検査員	、
検査結果	良好・不備有り・その他()		
不備事項 (検査結果において不備有りの場合に記入すること)			
不備事項の是正の確認(再検査)			
是正完了報告年月日	年 月 日	受付番号	第 号
確認方法・結果	現場検査・写真・その他()		
	確認	年 月 日	結果
備考			

様式第5号(第9条関係)

道路の位置の指定(変更、廃止)に係る不備事項通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで提出のあった道路の位置の指定(変更、廃止)申請書について、書類審査及び現場検査の結果、次のとおり不備があったので通知します。

1 道路の位置の指定(変更、廃止)をする予定の地名・地番

2 不備事項

(1) 申請書類関係

(2) 道路工事関係

3 その他

様式第6号(第9条関係)

道路の位置の指定(変更、廃止)に係る不備事項是正報告書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号で通知のあった道路の位置の指定(変更、廃止)に係る不備事項について次のとおり是正が完了しましたので報告します。

1 道路の位置の指定(変更、廃止)をする予定の地名・地番

2 是正内容

(1) 申請書類関係

(2) 道路工事関係(是正工事完了写真添付)

(注) 申請者及び申請代行者欄には、申請者等が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印に限る。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第一節 総則

(適用区域)

第四十一条の二 この章(第八節を除く。)の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

- 一 [道路法](#) (昭和二十七年法律第百八十号)による道路
 - 二 [都市計画法](#)、[土地区画整理法](#) (昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)、[都市再開発法](#) (昭和四十四年法律第三十八号)、[新都市基盤整備法](#) (昭和四十七年法律第八十六号)、[大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法](#) (昭和五十年法律第六十七号)又は[密集市街地整備法](#) (第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路
 - 三 この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道
 - 四 [道路法](#)、[都市計画法](#)、[土地区画整理法](#)、[都市再開発法](#)、[新都市基盤整備法](#)、[大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法](#) 又は[密集市街地整備法](#) による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、[道路法](#)、[都市計画法](#)、[土地区画整理法](#)、[都市再開発法](#)、[新都市基盤整備法](#)、[大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法](#) 又は[密集市街地整備法](#) によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル(前項の規定により指定された区域内においては、三メートル(特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル)。以下この項及び次項において同じ。)の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第一項の区域内の幅員六メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
 - 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - 三 第一項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員四メートル未満の道については、第二項の規定にかかわらず、第一項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は第三項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等

（敷地等と道路との関係）

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものであるものは、この限りでない。

- 一 自動車のみ交通の用に供する道路
 - 二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。）で、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち[都市計画法第十二条の十一](#)の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。）内のもの
- 2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。

（その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加）

第四十三条の二 地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、その敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離が指定された道路にのみ二メートル（前条第二項に規定する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ）以上接する建築物について、条例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限を付加することができる。

（道路内の建築制限）

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

（私道の変更又は廃止の制限）

第四十五条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第四十三条第一項の規定又は同条第二項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第九条第二項から第六項まで及び第十五項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

第十章 雑則

（道に関する基準）

第百四十四条の四 [法第四十二条第一項第五号](#) の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。八において同じ。）が三十五メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が六メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
 - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
 - 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）

（道路の位置の指定の申請）

第九条 [法第四十二条第一項第五号](#) に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（道の位置の指定の公告及び通知）

第十条 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

静岡市建築基準法施行細則（平成15年4月1日規則第229号）

（道路の位置の指定の申請）

第18条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定・変更・廃止申請書(様式第12号)の正本及び副本に、それぞれ道路の位置の指定・変更・廃止申請書添付図書(様式第13号)を添えたもの並びに次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

(平17規則8・一部改正)

（指定を受けた道路の位置の変更又は廃止の申請）

第19条 前条の規定は、法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内の当該開発行為又は事業の工事が着手された部分に存する法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置の変更又は廃止については、法第43条第1項の規定又は県条例第5条、第12条若しくは第13条の規定に抵触する敷地が生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって、前項において準用する前条の規定による申請の手続がされたものとみなす。
- 3 市長は、法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路が、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市道の認定を受けたときは、当該道路の位置の指定を職権により廃止することができる。
- 4 市長は、前3項の規定に基づいて、道路の位置の指定を変更し、又は廃止した場合においては、その旨を公告するものとする。

（指定を受けた道路の位置の表示）

第20条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の永久構造の表示物により道路の位置を明確にしなければならない。

(略)

（街区の角にある敷地等の指定）

第27条 法第53条第3項第2号の規定による市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2の道路に接し、その内角が120度以内である角の敷地
- (2) 2の道路に挟まれた敷地
- (3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前2号の敷地に準ずるもの

静岡市建築基準法施行細則（平成15年4月1日規則第229号）

（略）

（認定等の通知）

第34条 市長は、次の各号に掲げる申請に基づいて、認定、指定、認可等をしたときは、当該各号に定める認定通知書、指定通知書、認可通知書等に当該申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

- (1) 第15条第1号及び第6号の規定による建築物の認定の申請 認定通知書(様式第36号)
- (2) 第18条及び第19条第1項の規定による道路の位置の指定、変更又は廃止の申請 道路の位置の指定・指定変更・指定廃止通知書(様式第37号)

（略）

附 則(平成17年5月31日規則第99号)

（施行期日）

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の静岡市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市建築基準法施行細則の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている文書は、当分の間、調製して使用することができる。

附 則(平成18年3月8日規則第108号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

指 定
道路の位置の 変 更 申 請 書
廃 止

年 月 日

静岡市長 様

住 所

申請者

氏 名

受 け たい

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定を受けた道路の位置を変更したい
受けた道路の位置を廃止したい

ので、静岡市建築基準法施行細則 第18条
第19条の規定により準用する第18条の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1	代理者の住所及び氏名							
2	図書作成者の住所及び氏名							
3	道路にする土地又は廃止する道路の土地の地名地番							
4	道路に接する敷地の地名地番							
5	隣接する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	6	変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号			
7 申請 道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	m
		m	m			m	m	m
		m	m			m	m	m
		m	m		合計		m	
8	表示の方法							
9	変更又は廃止の理由							

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 3 6欄は及び9欄は、道路の位置の変更又は廃止の場合のみ記入してください。
- 4 8欄は、U形側溝、L形側溝等と具体的に記入してください。

指定
道路の位置の変更申請書添付図書
廃止

1 承諾書、付近見取図等

	整理番号	第	号	4 付近見取図
	公告年月日	年	日	
	指定年月日	年	日	
	指定番号	第	号	
1 申請者	住所			
	氏名			
2 図書作成者	住所			
	氏名			
	資格			
3 土地所有者等の承諾書	次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路の位置の変更を承諾します。 指定 廃止			
	年 月 日 申請者 様			
	関係地番	権利別	住所	氏名
				5 道路断面図

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 印のある欄は、記入しないでください。
- 3 1欄の申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 4 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 5 3欄の土地所有者等の印は実印としてください。
- 6 5欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

指定
道路の位置の変更申請書添付図書
廃止

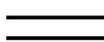
1 承諾書、付近見取図等

3 土 地 所 有 者 等 の 承 諾 書	次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路の位置の 年 月 日 申請者 様				4 付近見取図
	指定 変 更 を 承 諾 し ま す 。 廃 止				
	関 係 地 番	権 利 別	住 所	氏 名	
5 道路断面図					

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 印のある欄は、記入しないでください。
- 3 1欄の申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 4 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 5 3欄の土地所有者等の印は実印としてください。
- 6 5欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

2 地籍図(実測図及び公図写し)

凡例	申請する道路の位置 	既存道路 	指定された道路の位置及び建築線 (指定年月日及び指定番号を記入すること。)	敷地界 	町村界 	予定建築物 (用途を記入すること)	都市計画線 	下水 	
								井戸 	
方位	N 	予定する道路の位置 	廃止される道路の位置 	地番号界 	市郡界 	既存建築物 (用途を記入すること)	主要出入口 	塀 	生垣 
									

(注)

- 1 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 2 方位は、1の4欄の図中の方位と一致させてください。
- 3 道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。
- 4 1の承諾書、付近見取図等と2の地籍図(実測図及び公図写し)を別業にする場合は、1の3欄の土地所有者等の記名押印に用いた実印で割印をしてください。

